

あいち地域日本語教育推進センターの概要

1 趣 旨

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、日本語教育が適切に行われるよう、関係者相互の連携の強化その他必要な体制の整備に努めることが明記されたことから文化庁（現文部科学省）の補助事業を活用し、「あいち地域日本語教育推進センター」を2020年4月に設置。

2 運営主体・体制

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室内に設置

- ・ 県職員7名（総括コーディネーター、地域日本語教育推進員を含む。センター長：多文化共生推進室長）により運営。

① 総括コーディネーター

地域日本語教育の専門的な知識に基づき、地域日本語教育コーディネーターや市町村に対する支援・助言、関係者の調整、広報活動等を行う司令塔的な役割を担う「総括コーディネーター」を2名配置。

② 地域日本語教育推進員

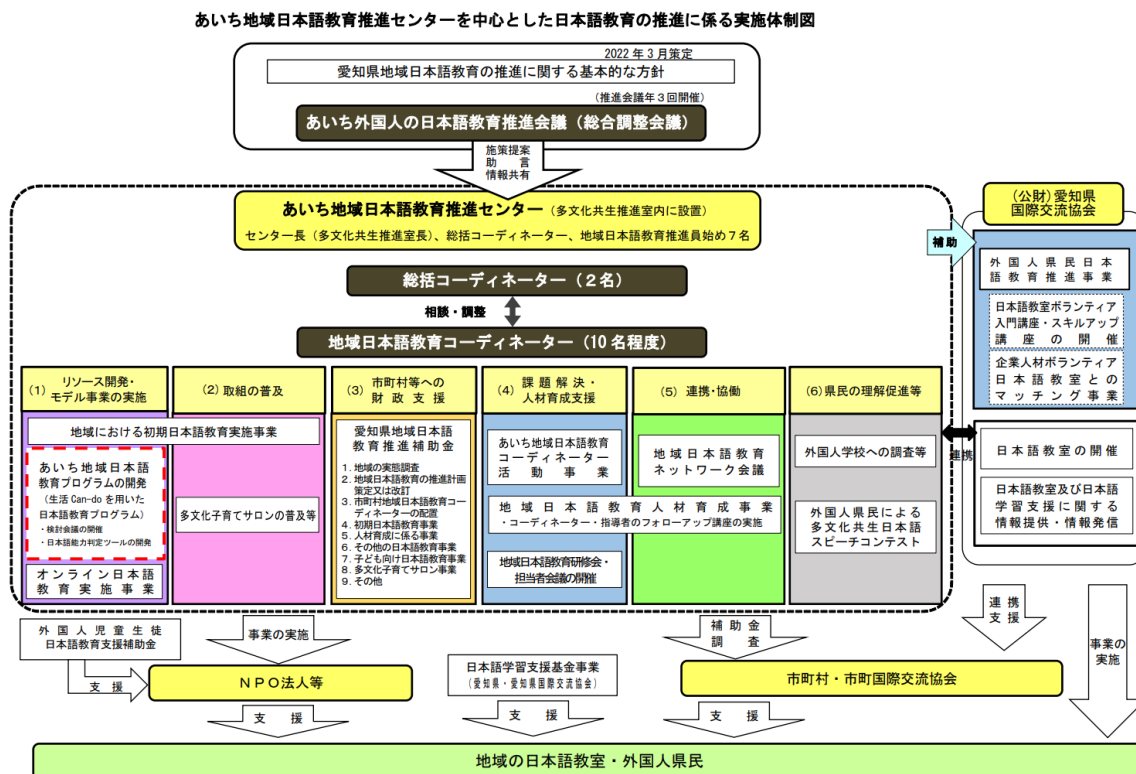
地域日本語教育の専門的な知識を有し、総括コーディネーターの業務を補助する「地域日本語教育推進員」を1名配置。

③ 地域日本語教育コーディネーター

総括コーディネーターの下、県内各地域において県が推進する事業のコーディネーターや、市町村や地域の日本語教室の現場に対して教育プログラム策定や教室運営・改善の支援・助言等を行う「地域日本語教育コーディネーター（※）」を設置（10名）

※学識経験者、日本語学習支援NPO法人等へ委嘱

【参考】あいち地域日本語教育推進センターの事業及び体制図



※(1)～(6)は、「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」における施策の方向性の柱 ※赤枠(点線)は、「生活Can-do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム「生活Can-do」とは、国内に在住する外国人(生活者としての外国人)が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したものである。